

(当センター事務局が公表資料をもとに作成)

COP21 パリ協定の概要と日本の対応（要旨）

△ 国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)は、11 月 30 日から 12 月 12 日まで、フランスパリにおいて、2020 年以降の温室効果ガス削減のための新たな国際枠組み合意を目指して、開催されました。初日には、世界約 140 カ国の首脳級が参加し、2 週目(12 月 6 日～)からは、閣僚級会合が開催されました。

△ COP21 直前までの主な争点は以下の通りです。

- ① 全ての国が参加する枠組ながら、先進国と途上国の差異化をどうするのか。
- ② 目標達成は義務ではないものの、どのように真剣に行動させていくのか。
- ③ 途上国は緩和策(排出量削減)よりも、適応策(既に生じてしまった温暖化の悪影響から身を守る)に関心をもっている。
- ④ 目標提示・定期報告という約束を守らなかった国に対して、どのような措置があるのか。

△ パリ協定の概要は以下の通りです。

【目的】 平均気温上昇を産業革命前から 2℃より十分に低く保つ。1.5℃以下に抑える努力を追求。

【緩和】 今世紀後半に温室効果ガスの排出と吸収のバランスを達成するため、世界排出ピークをできるだけ早期に。

各国は目標を作成・提出し、目標達成のための国内対策実施の義務。

目標を 5 年ごとに提出し、直前のそれと比べて、進捗を示す。

先進国はリードを取り絶対量目標、途上国は順次絶対量目標への移行を奨励。

【適応】 各国は適応計画を策定、実施するとともに、実施状況を報告、定期的に更新。

適応能力拡充、強靱性強化、脆弱性低減の世界的目標の設定。

【資金】 先進国は既存義務の継続として途上国を支援するとともに、他の国にも自主的な資金提供を奨励。

*COP 決定：先進国は現行水準(毎年 1,000 億ドル)を 2025 年まで延長、25 年以降については 1,000 億ドルを底値として金額明示。

【その他】 発効要件は 55 カ国以上かつ世界排出量の 55%以上の排出量の国の締結。

△ COP21 における日本の主な主張は以下の通りです。

新枠組みは、全ての国が参加する公平かつ実効的なものであるべきとの立場から

- ① 長期目標の設定

- ② 各国削減目標の提出・見直しのサイクル、取組報告・レビューの仕組みを法的合意に位置付け
- ③ 2020 年に官民合わせて年間約 1.3 兆円の途上国支援の実施
- ④ 革新的技術開発の強化
- ⑤ 国内対策として、早期に地球温暖化対策計画を策定

以 上